

(仮称) 人権尊重のまちづくり条例制定について

1 審議機関

益田市人権・同和問題解決推進委員会（益田市附属機関設置条例）
(設置等)

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担任事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、別表に掲げるとおりとする。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員の定数及び構成	委員の任期	表決方法
市長	益田市人権・同和問題解決推進委員会	人権センターが行う事業並びに人権・同和問題基本計画の推進、評価及び見直し、その他必要な事項について協議し、建議すること	25人以内 1 教育関係者 2 社会福祉団体の代表者 3 地域住民の代表者 4 学識経験者 5 市職員 6 その他市長が特に必要と認める者	2年	出席委員の過半数

2 条例制定の背景

(1) 人権問題に係る法令等の動き

1) 国

昭和 22 年 (1947 年)	日本国憲法施行
昭和 44 年 (1969 年)	同和対策事業特別措置法制定 ⇒ 平成 14 年 (2002 年) 3 月末失効
平成 11 年 (1999 年)	男女共同参画社会基本法制定
平成 12 年 (2000 年)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律制定
平成 25 年 (2013 年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 制定、平成 28 年 (2016 年) 施行
平成 28 年 (2016 年)	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法) 制定
平成 28 年 (2016 年)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) 制定
令和 5 年 (2023 年)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (L G B T 理解増進法) 制定

2) 島根県

平成 12 年 (2000 年)	人権施策推進基本方針策定
平成 14 年 (2002 年)	男女共同参画推進条例制定
平成 20 年 (2008 年)	人権施策推進基本方針 (第一次改定)
平成 31 年 (2019 年)	人権施策推進基本方針 (第二次改定)
令和 5 年 (2023 年)	パートナーシップ宣誓制度施行

3) 益田市

平成 6 年（1994 年）	人権尊重都市宣言
平成 14 年（2002 年）	人権・同和問題基本計画策定
～令和 4 年（2022 年）	その後、概ね 5 年ごとに人権・同和問題基本計画改定
平成 26 年（2014 年）	男女共同参画推進条例制定
令和 2 年（2020 年）	手話言語条例制定

(2) 本市を取り巻く状況

- ・本市の人権施策については、令和 4 年 3 月に改定した「益田市人権・同和問題基本計画」に基づき、取組を進めている。
- ・同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の差別や偏見は依然として存在している。
- ・最近では、インターネット上での悪質な書き込みや誤った情報の流布による人権侵害など、情報化の進展に伴う新たな課題も生じている。
- ・令和 5 年 10 月、島根県において、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく生きることのできる社会に向けて、パートナーシップ宣誓制度が施行されている。
- ・人権活動団体から人権尊重条例制定の要望が出される。

3 条例制定により見込まれる効果

- (1) 市民一人ひとりの人権尊重に関する意識の高揚が図られる。
- (2) 社会情勢の変化などによって生じた人権問題に対して適切に対応することができる。
- (3) 差別のない、多様性を認め支え合う地域社会の実現に寄与する。

4 今後の方向性

- (1) 多様化する新たな人権問題への対応が必要である。
- (2) 市民意識調査では、改善の見られる内容があるものの、人権意識の低下、他人事意識・無関心などの増加などが明らかになった。市民は、人権が尊重される社会の実現に向けた行政施策として人権教育や啓発の充実と格差解消のための施策の充実を求めている。
- (3) 平成 28 年（2016 年）に施行された人権三法（障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法）では、「差別のない社会の実現」が求められている。
- (4) 差別を許さない市の姿勢を示すとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主体であるという認識のもと、市民、事業者などの役割について明示する必要がある。

5 人権尊重条例制定状況（令和 5 年 8 月 1 日時点、県内 8 市の状況）

- 大田市（施行日：平成 26 年 8 月）
- 浜田市（施行日：令和 5 年 7 月）